

特別養護老人ホーム グリーンランドみずき 利用料金表 《ユニット型個室》
【 事業所番号 2779202064 】

令和4年10月1日～

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、主に介護サービス費・居住費・食費からなり、介護サービス費は、利用者が1割負担(または2割負担、3割負担)、居住費と食費は全額負担であり、月額の見当は以下のとおりです。

ユニット型個室利用に要する費用

入居者に共通して加算される費用(1割負担の額)

介護度	利用者負担段階	介護サービス費(月額) 1割負担額	介護サービス費(月額) 2割負担額	介護サービス費(月額) 3割負担額	居住費(月額)	食費(月額)	日額(1割)	日額(2割)	日額(3割)	月額計算例(1割負担)(31日で計算)	月額計算例(2割負担)(31日で計算)	月額計算例(3割負担)(31日で計算)
要介護5	第4段階	996円	1,992円	2,988円	2,006円	1,732円	4,734円	5,730円	6,726円	146,754円	177,630円	208,506円
	第3段階②				1,310円	1,360円	3,666円			113,646円		
	第3段階①				1,310円	650円	2,956円			91,636円		
	第2段階				820円	390円	2,206円			68,386円		
	第1段階				820円	300円	2,116円			65,596円		
要介護4	第4段階	924円	1,848円	2,772円	2,006円	1,732円	4,662円	5,586円	6,510円	144,522円	173,166円	201,810円
	第3段階②				1,310円	1,360円	3,594円			111,414円		
	第3段階①				1,310円	650円	2,884円			89,404円		
	第2段階				820円	390円	2,134円			66,154円		
	第1段階				820円	300円	2,044円			63,364円		
要介護3	第4段階	850円	1,700円	2,550円	2,006円	1,732円	4,588円	5,438円	6,288円	142,228円	168,578円	194,928円
	第3段階②				1,310円	1,360円	3,520円			109,120円		
	第3段階①				1,310円	650円	2,810円			87,110円		
	第2段階				820円	390円	2,060円			63,860円		
	第1段階				820円	300円	1,970円			61,070円		
要介護2	第4段階	772円	1,544円	2,316円	2,006円	1,732円	4,510円	5,282円	6,054円	139,810円	163,742円	187,674円
	第3段階②				1,310円	1,360円	3,442円			106,702円		
	第3段階①				1,310円	650円	2,732円			84,692円		
	第2段階				820円	390円	1,982円			61,442円		
	第1段階				820円	300円	1,892円			58,652円		
要介護1	第4段階	699円	1,398円	2,097円	2,006円	1,732円	4,437円	5,136円	5,835円	137,547円	159,216円	180,885円
	第3段階②				1,310円	1,360円	3,369円			104,439円		
	第3段階①				1,310円	650円	2,659円			82,429円		
	第2段階				820円	390円	1,909円			59,179円		
	第1段階				820円	300円	1,819円			56,389円		

加算項目	内容等	日額(円)	月額(円)
個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練	13	403
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出	21	651
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	常勤看護師1名以上配置入居者25に対し1以上	14	434
夜間職員配置加算Ⅱ	夜勤職員が最低基準1以上	20	620
精神科医療養指導加算	精神科医の定期的な療養指導	6	180
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の占める割合80%以上	24	744
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士の占める割合60%以上	19	589
サービス提供体制強化加算Ⅲ	①介護福祉士の占める割合50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続年数7年以上	6	186
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定対数(基本単価+加算単価)に加算率(8.3%)を乗じた単位数		
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	所定対数(基本単価+加算単価)に加算率(2.3%)を乗じた単位数		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定対数(基本単価+加算単価)に加算率(1.6%)を乗じた単位数		

該当者のみ加算される費用(1割負担の額)

加算項目	内容等	日額(円)	月額(円)
初期加算	入所後30日間算定	33	30日迄
外泊加算	月に6日まで	264	6日迄
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ	30	930
経口維持加算(Ⅰ)	著しい摂食障害の者	429	1回
経口維持加算(Ⅱ)	摂食障害の者	108	1回
療養食加算	療養食の提供	20	620
若年性認知症受入加算	個別の担当者による対応	129	3,999
看取り介護加算	死亡日から遡り45日目から31日目まで	77	2,387
看取り介護加算	死亡日から遡り30日目から4日目まで	155	4,805
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	729	2日
看取り介護加算	死亡した日	1,372	1日
退所前後訪問相談援助加算	2回限り算定	494	1回～2回
退所時相談援助加算	1回限り算定	429	1回
退所前連携加算	1回限り算定	536	1回
低栄養リスク改善加算	低栄養のリスクが高い者		321
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生のリスクがある者		32
褥瘡マネジメント加算Ⅱ			139
安全対策体制加算	安全対策を実施する体制を整備	入所時/1回	214円

区分	対象者	預貯金額等(夫婦の場合)	※ 介護1・2につきましては、 特例入所施設に入居された方 の料金になります。
第4段階	第1段階～第3段階までに属さない方(世帯に課税者がいる方・本人が市民税課税の方)		※外泊・入院時は介護サービス費に変えて外泊加算を算定します
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得と遺族年金・障害年金収入額の合計が	②年額120万円越の方	※外泊・入院時も居住費は発生します。介護限度額認定を受けている場合、月6日までは補足給付が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。
		①年額80万円越120万円以下の方	※食費は一食以上提供した場合に日額を計上します。
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万円以下の方	650万円(1,650万円)以下	※その他の料金として、理容・美容代、行政手続き代行料金、行事等の費用、立て替え購入代金、エアマツ(レンタル)費用 等
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者または、生活保護を受給している方	1,000万円(2,000万円)以下	※生活費 270円/日 電気料金 60円/日 貴重品預かり及び事務手続き等 60円/日 娯楽費 60円/日 2,000円/月 ※利用料は、法令改正や経済情勢等により変更になることがあります